



前原中だより

船橋市立前原中学校

第1号

令和6年4月10日発行

教育目標 「調和のとれた人間性豊かな生徒の育成」
(1) 確かな学力・自ら学んでいく生徒を育成する
(2) 豊かな心・他者を思いやる生徒を育成する
(3) 健やかな体・健康で活力のある生徒を育成する

重点目標 ◇お互いを認め合い、より良い人間関係を作ることのできる生徒の育成
・人の痛みのわかる思いやりの心
・自他の命を大切に思う、する
◇「時を守り 場を浄め 礼を正す」ことのできる生徒の育成
日常の五心(素直な心・反省の心・奉仕の心・謙虚な心・感謝の心)の充実
「場に応じた、あいさつ ができる」

心豊かに

前原中学校長 今井 弘

平年より開花の遅れた校庭のソメイヨシノが、新年度のスタートを祝うかのように今が見頃です。保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

本年度は、新たに310名の新入生を迎え、全校生徒895名でのスタートとなります。そして、本校の学校教育目標は、「調和のとれた人間性豊かな生徒の育成」です。

私は、常日頃、子供たちには豊かな人生を送ってほしいと願っています。様々な豊かさがあるとは思いますが、1番大切なのは心の豊かさではないでしょうか。以前、子供たちに、どういう所に住みたいかを授業で聞いたことがあります。若いときは、都市部に住みたいと答えた子が圧倒的でしたが、老後は田舎で暮らしたいという答えた子が多かったのを覚えています。田舎を選んだ理由を子供たちに聞くと、ほとんどの子が「自然が豊かだから」と答えました。緑の野山や川、海などの自然に囲まれて、穏やかに生活したいと思うのは私も同じです。

学校の花壇に様々な花が咲くこの時期になると、母が子供の頃によく言っていた言葉を思い出します。それは、鉢植えも庭木も植物は人間の勝手に育てられているのだから、きちんと世話をして枯らしてはいけないということです。この言葉とよく似た話が、ある小学校でありました。子供が先生に、「お花に水をあげてもいいですか」と聞くと、先生は「お花に聞いてごらん」と答えました。子供は花壇に行ってもわからず先生にもう一度聞きました。すると先生は、「もう一度お花に聞いてごらん」と言いました。子供はもう一度花壇から帰ってくると「先生、お水あげなくていいって」といいました。先生が「なんで」と聞くと、「だって土に指を入れてみたらまだ湿ってたもん」と答えたそうです。植物はものを言うわけではありませんが、この子供は植物と会話して、その気持ちを察することができたのだと思います。水をあげなければ植物は枯れてしまいます。逆に水をあげすぎても根が腐ってしまいます。日に当てなければ病虫害になり、日に当てるだけではしおれてしまいます。また、植物に限らず、身のまわりの物を大切にすることも、豊かな心を育てることに繋がります。自分のランドセルを、何度も蹴っている子供に「ランドセルが痛いって言うてるよ」と注意したことがあります。するとその子供は、「ランドセルはしゃべらないよ。そんなこと言わないよ。」と言いました。ところがまわりにいた子供たちが口々に、「痛いって言うてるよ」と言うと、その子は蹴るのをやめ、ランドセルをロッカーに丁寧に片付けました。人間に限らず、動植物や身のまわりの物にも命はあります。子供たちには、もの言わない命まで大切にできる人に育て、豊かな人生を送ってほしいと思います。

学校と教育委員会からのお知らせ

◇ 就学援助のお知らせ

「就学援助制度」は、経済的理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は校外活動費等の補助や給食費の免除が受けられます（但し、学校徴収金は納付が必要です）。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和6年度就学援助 申請書 兼 同意書」（市ホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や疾病等による失業等により世帯の収入が著しく減少している場合は令和6年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。

問合せ先：

就学援助制度について 学務課 047-436-2852

学校給食費について 保健体育課 047-436-2418

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。

◇ 個人名や写真の掲載について

昨年度も学校便りや学年・学級便り、学校ホームページ等で、学校行事や部活動等での生徒の活躍や功績をお知らせしてきました。そこで、お子様の氏名や写真を掲載するにあたり、個人情報保護法により保護者の方の同意が必要となりますので、今年度も同意いただけますようお願いいたします。個人名・写真を載せることを希望されないご家庭におかれましては、学級担任へご連絡ください。

◇ 学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、障害のある児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。

つきましては、「合理的配慮の提供」について、ご質問、ご要望がある場合は、学校までご相談ください。

◇ 配布物のペーパーレス化について

前原中学校では、「ご家庭へ直接配信できること」「資源削減のためのペーパーレス化」のため、学校だよりや PTA 総会資料などを、学校ホームページ掲載やメール配信にてお知らせしております。紙媒体を希望されるご家庭は、お子様を通じて学級担任にお申し出ください。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

前原中学校ホームページ

⇒<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakkou/0002/maehara-j/index.html>

